

配当金を「配当金領収証」で受領されている株主様へ

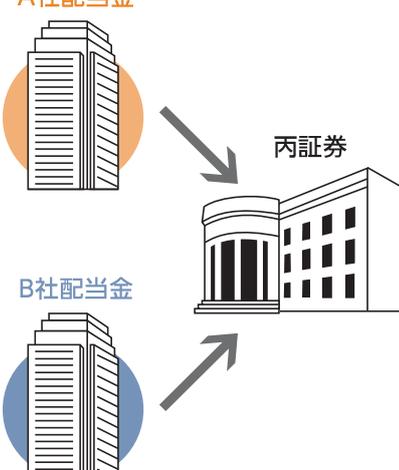
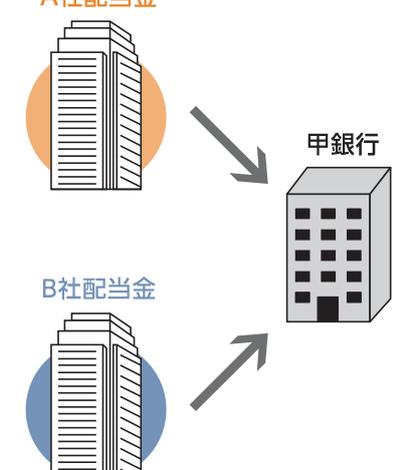
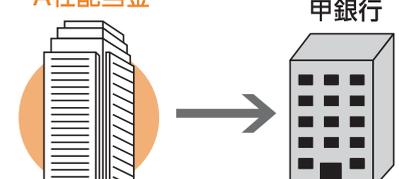
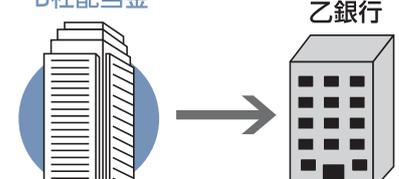
銀行口座等への振込手続きのご案内

配当金を銀行等の預金口座へ入金する手続きをしていただきますと、配当金支払開始日に株主様ご指定の口座に振り込まれ、迅速かつ安全・確実に配当金をお受け取りいただくことができます。この機会にご検討くださいますようお願い申し上げます。

※少額投資非課税口座(NISA口座)を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択いただく必要があります。

■振込手続きの方式(次の3種類からお選びください。)

◎証券会社の口座で株式を保有されている株主様は、お取引の証券会社でお手続きをしてください。

株式数比例配分方式	登録配当金受領口座方式	個別銘柄指定方式
<p>ご所有のすべての株式等の配当金を証券会社の口座を通して受領する方式です。</p> <p>A社配当金</p>  <p>B社配当金</p>	<p>ご所有のすべての株式等の配当金をご指定の一つの銀行等の預金口座で受領する方式です。</p> <p>A社配当金</p>  <p>B社配当金</p>	<p>ご所有の銘柄ごとに指定した銀行等の預金口座で配当金を受領する方式です。</p> <p>A社配当金</p>  <p>B社配当金</p> 
<p>ご留意事項</p> <p>少額投資非課税口座(NISA口座)を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、<u>株式数比例配分方式</u>をご選択いただく必要があります。</p>	<p>お知らせ</p> <p>振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座もご指定いただけます。</p>	<p>お知らせ</p> <p>振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座もご指定いただけます。</p>

※**特別口座**とは、株券電子化実施時(2009年1月)に株券を証券会社に預託していなかった株主様、または、株式分割等で発生した単元未済登録株式をご所有されていた株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した口座です。なお、特別口座をお持ちの株主様で、株式数比例配分方式による手続きをする場合には、事前に特別口座の株式を証券会社の口座に振替える必要があります。

なお、証券会社で開設する「特定口座」とは異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

証券会社の口座で株式を保有されている株主様 → お取引の証券会社

それ以外の株主様 > 三井住友信託銀行 証券代行部

フリーダイヤル 0120-782-031 (受付時間：平日9:00~17:00)